

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 小 嶋 富 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 30 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 7 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 15 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 19 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 9 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	7,020,000 5,616,000		1,404,000	116,404	26,144



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉県中央区浜野町1008番地1、1008番地2

建物の名称 パテラ浜野アクアオリエンタル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 浜野町1008番1の402

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 78.20平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉県中央区浜野町1008番1

地 目 宅地

地 積 821.94平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 千葉県中央区浜野町1008番2

地 目 宅地

地 積 163.50平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200000分の8392



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 5 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉市中央区浜野町1008番地1、1008番地2

建物の名称 パテラ浜野アクアオリエンタル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 浜野町1008番1の402

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 78.20平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区浜野町1008番1

地 目 宅地

地 積 821.94平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 千葉市中央区浜野町1008番2

地 目 宅地

地 積 163.50平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200000分の8392



令和8年(ケ)第 61号
令和8年4月 8日受理
令和8年7月27日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所
執行官 衣 斐 主 税

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 千葉市中央区浜野町1008番地1、1008番地2

建物の名称 パテラ浜野アクアオリエンタル

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 浜野町1008番1の402

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 78.20平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区浜野町1008番1

地 目 宅地

地 積 821.94平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 千葉市中央区浜野町1008番2

地 目 宅地

地 積 163.50平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200000分の8392

（ 1 枚目）



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	住居表示未実施	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 月額次のとおり 管理費 20,410円 修繕積立金 37,764円 円 円 円	令和8年6月5日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計1,550,804円 同金員に対し年18.25%の遅延損害金
管理費等照会先	パテラ浜野アクアオリエンタル管理組合	
その他の事項	他に、町内会費月額250円滞納金6,500円及び同金員に対しR7.10.24からR8.6.5まで年3%の遅延損害金と違約金（弁護士費用）451,000及び385,000円に対しR7.10.24からR8.6.5まで年3%の遅延損害金についても買受人に請求する旨の回答がある。	
敷地権	符号1、2	
現況地目	☒ 宅地（符号1、2） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1、2） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）	
その他の事項	本土地は、本件一棟の建物敷地と駐車場等に利用されている。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

そ の 他 の 事 項

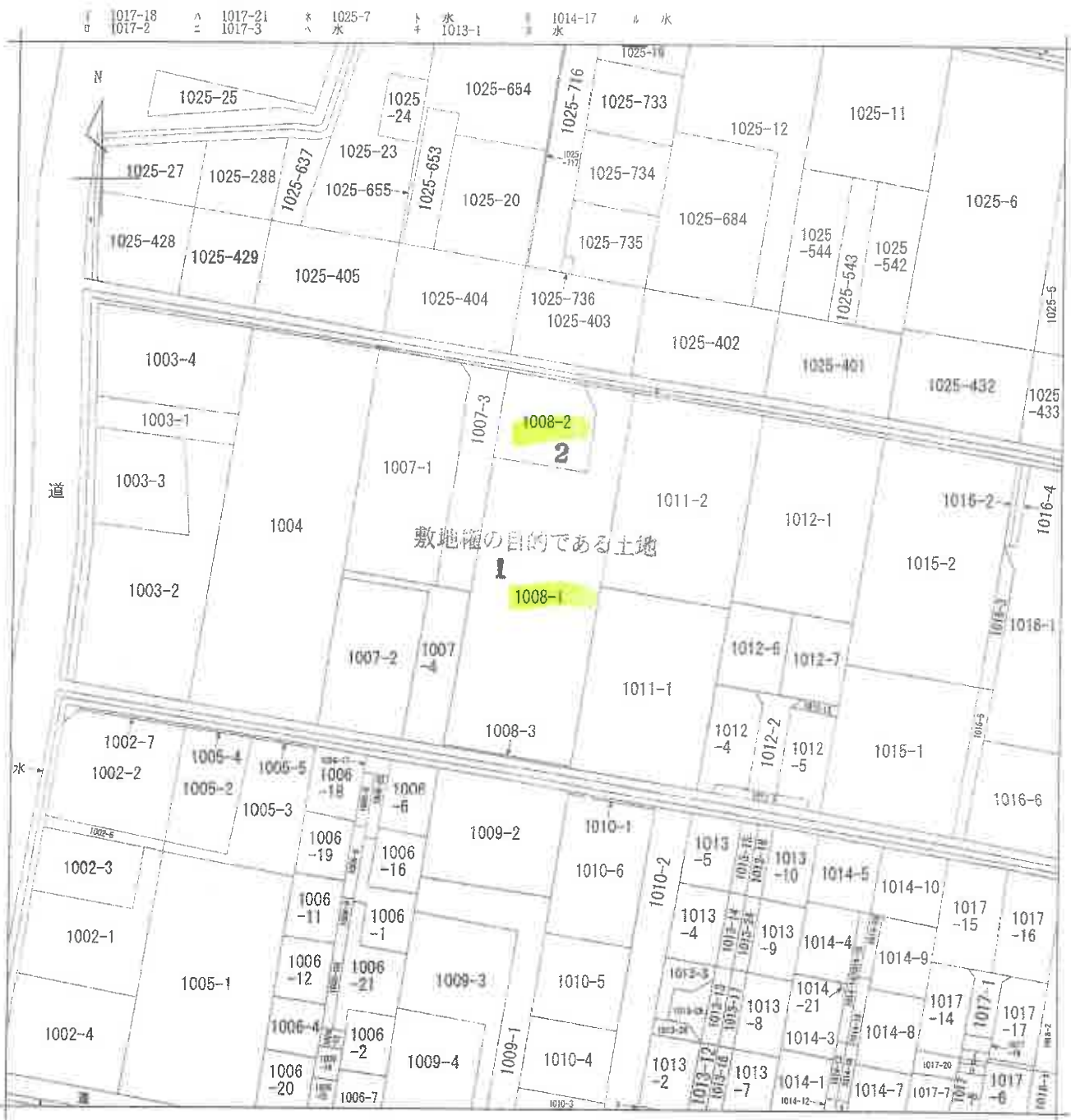
■ 専有部分建物について

所有者によると、洗面台は水漏れがあり現在使用していないとのこと。

室内に物や生活ごみが大量に散乱し床や壁等の状態を確認することができなかったが、管理は劣り、全体的に汚れが激しい。

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■債務者兼所有者	本件建物に私1人で居住しています。 洗面台の水漏れの外には特別不具合は生じていません。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年4月21日 (火) 12:30-12:45	物件所在地 郵便	物件外観調査、写真撮影 占有者不在 所有者に対し調査協力依頼文書送付 (連絡なし)
R8年4月21日 (火) : : :	F A X	管理費等照会 (R8.6.8 管理組合代理人弁護士より回答あり)
R8年7月10日 (金) : : :	郵便	所有者に対し解錠立入調査実施告知書送付 (連絡なし)
R8年7月17日 (金) 8:50-9:10	物件所在地	物件立入調査、写真撮影 所有者に面談、事情聴取 評価人同行
年 月 日 () : : :		
年 月 日 () : : :		
年 月 日 () : : :		
(特記事項) ■ 令和8年7月17日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
浜野町

請 求 部 分	所 在			千葉市中央区浜野町			地 番		1008番1		
出 力 尺 寸	1/600		精 度 分 区	座標系又は記号		分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和47年12月1日				備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方法務局管轄)

令和8年2月9日

東京法務局中野出張所
登記官

(6 枚目)

A3判をA4判に縮小した。

請求番号：31-1
(1/1)

登記年月日：平成15年7月1日

これは図面に記録されている内容を証明する書類である。
(千葉県地方建設局管轄)

令和8年2月9日

東京公務局中新出事務所

(7 枚目)

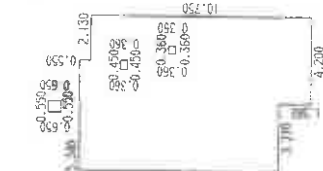
登記簿

62592 各階平面図

建物図面図 各階平面図

家屋番号
浜野町1008番
1の402

建物の所在
千葉市中央区浜野町1008番地1・1008番地2



算 出 表

4.200 × 1.560 =	6.552000
7.470 × 9.190 =	68.649300
5.340 × 0.550 =	2.937000
0.550 × 0.650 =	0.357500
0.450 × 0.360 =	0.162000
0.360 × 0.360 =	0.129600

合 計 78.204200
床面積 78.20 m²

A3判をA4判に縮小した。

写真
撮影場所

建物の存する部分4階
建物番号 402

1

作 製 者

(作製)

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

平成 15 年 7 月 1 日 登記

(神奈川県土地家屋調査士会)

請求番号：31-4

間取図

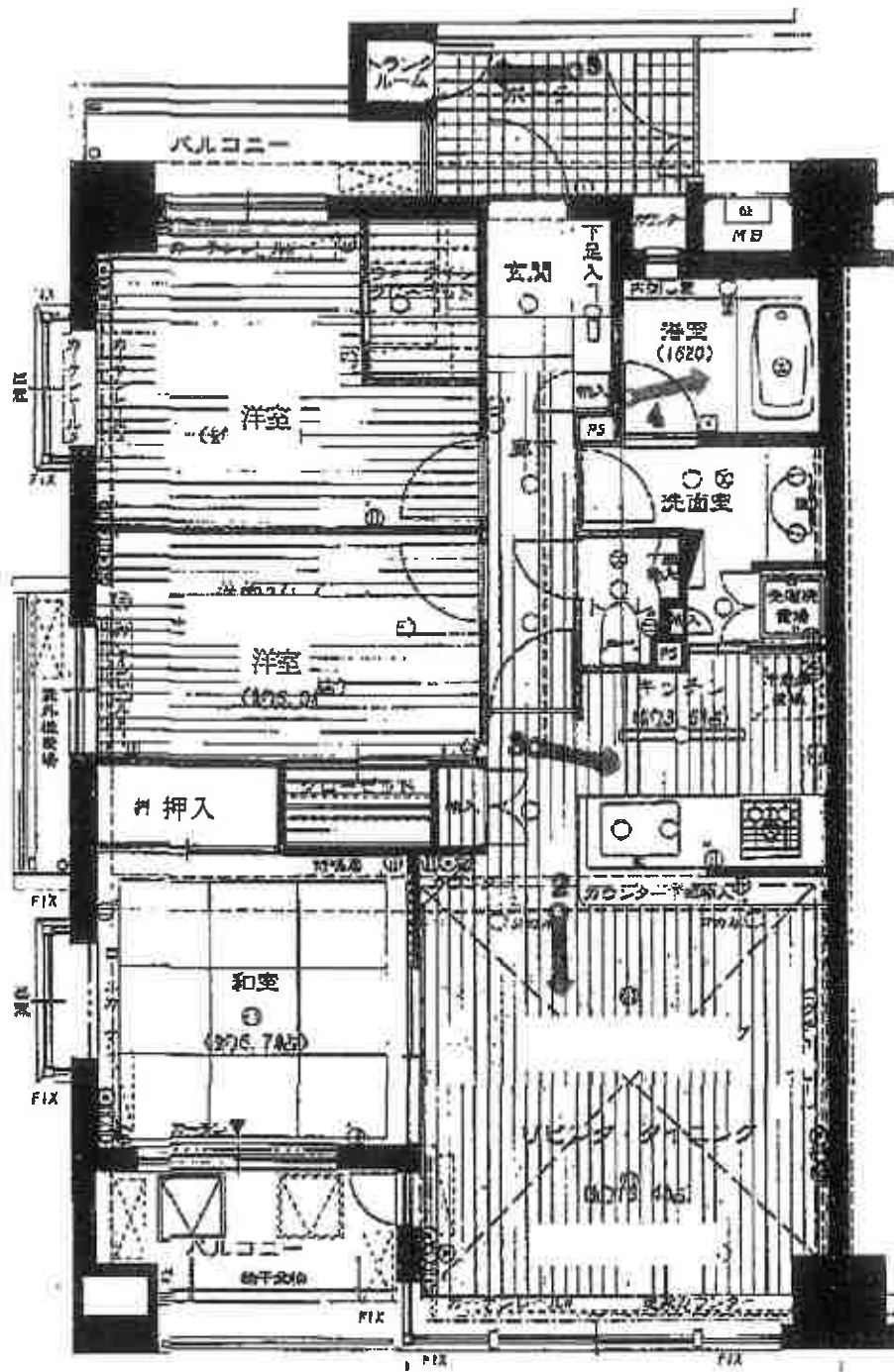


写真
撮影場所



1



2



3



(9 枚目)

4



5



トランクルーム

令和 8 年（ケ）第 6 1 号
令和 8 年 7 月 1 7 日 現地調査
令和 8 年 7 月 2 1 日 評 価
第 5 1 7 9 号 発行番号
令和 8 年 7 月 2 3 日 提 出 日

千葉地方裁判所
民事第 4 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
井 村 弘 範

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物件 1	金 7, 0 2 0, 0 0 0 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		(住居表示未実施区域)
番号	特 記 事 項		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 千葉市中央区浜野町1008番地1、1008番地2

建物の名称 パテラ浜野アクアオリエンタル

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 浜野町1008番1の402

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 78.20平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市中央区浜野町1008番1

地 目 宅地

地 積 821.94平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 千葉市中央区浜野町1008番2

地 目 宅地

地 積 163.50平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 200000分の8392

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況・利用状況等(土地の符号1・2)

位 置 ・ 交 通	J R内房線「浜野」駅の北西方・道路距離約700mに位置する。 (別添「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	マンション，店舗，事業所等が混在する沿道の地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域（一部，第2種住居地域） 指定60％ 指定200％ － 第1種高度地区
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 × 奥 行 敷 地 権 の 割 合 接面道路との関係	985.44㎡（登記簿数量） 長方形地 約18m×約55m 200000分の8392（所有権） 概ね等高
接面道路の状況	北側県道(千葉茂原線)，幅員(約15m)，連続性(良)， 舗装(有)，歩道(有)，側溝(有) 南側市道(浜野町39号線)，幅員(約3.6m)，連続性(普通)， 舗装(有)，歩道(無)，側溝(無)	
	建築基準法上の種類	北側：第42条1項1号，南側：第42条2項
	セットバック	不要
	再建築の可否	可能であると推定する。
土地の利用状況等	マンション（パテラ浜野アクアオリエンタル）が建在している。 隣地は，住宅等である。	
供 給 処 理 施 設 (敷地内までの引き込みを 基準に引き込みが有る場 合を「あり」、無い場合を 「なし」とした。)	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり	
土 壌 汚 染 等	土地の利用履歴及び現況観察によれば，対象地自体の土地の使用に よる土壌汚染の存する可能性は低いと推定する。 既存建物にかかる以外，土地利用を著しく妨げる地下埋設物が存す る可能性は低いと推定する。 周知の埋蔵文化財包蔵地外で，影響はないと推定する。	
特 記 事 項	ちば情報マップによれば，洪水・高潮浸水想定区域内にある。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	パテラ浜野アクアオリエンタル
建物の用途	居住用(30戸)
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載) 平成15年6月19日新築 経過年数 約23年 経済的残存耐用年数 約20年
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺5階建
仕 様	屋 根：アスファルト露出防水 外 壁：磁器質タイル（一部吹付タイル） その他：——
設 備 等	供給処理設備：電気，上・下水道，都市ガス エレベーター：有 駐 車 場：有 集 会 所：無 オートロック：有
建物の品等	使用資材：普通 施 工：普通
管理の形態等	管理組合 有り 名称（パテラ浜野アクアオリエンタル管理組合） 管理方式 委託 管理会社 住友不動産建物サービス株式会社 管理形態 日勤
管 理 の 状 況	普通
特 記 事 項	・建築確認：第ERI02008908号（平成14年8月22日） 完了検査：第ERI02008908号（平成15年7月1日） ・規約設定共用部分の登記がされている「管理室」（家屋番号：浜野町1008番1の1）等がある。

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建	
位 置	4 階 (402号室) 主要開口部の方位：南向き	
床 面 積	78. 20㎡ (登記面積), 83. 92㎡ (カタログによる壁芯面積)	
間 取 り	3 L D K (別添間取図参照) , トランクルーム0. 56㎡, バルコニー9. 35㎡	
仕 様	天 井 ビニールクロス等 床 フローリング, 畳等 内 壁 ビニールクロス等 設 備 ユニットバス, 洗面台, 水洗WC, キッチン等 (上・下水道, 都市ガス, 電気)	
保守管理の 状 態	劣る。	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 町 内 会 費 滞 納 額 備 考	月額20, 410円 月額37, 764円 月額 250円 2, 008, 304円 (令和8年6月5日現在) 上記に対する遅延損害金370, 357円 (年利18. 25%) 上記の滞納額には違約金 (弁護士費用) 451, 000円が含まれる。
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	本件債務者兼所有者が居住中 (詳細については執行官の現況調査報告書を参照)。	
特 記 事 項	室内には大量の家庭ゴミ等が蓄積し, 床材のほぼ全て, 壁材の一部の状況が確認できなかったほか, 建具や設備の稼働状況についても不明である。 所有者によれば, 洗面台が水漏れのため使用できないとのこと。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、比準価格と収益価格を各々求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記の通り決定した。

I 比準価格の試算

基準階中間室 の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	占有減価 修正 エ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
220,000	0.8	78.20	1.0	13,763,000円

ア 基準階中間室の比準価格：近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例・売り出し価格を収集分析し、各補修正及び価格形成要因の比較を行って、基準階中間室の専有部分(登記面積)の1㎡当たりの比準価格を査定した。

イ 個別格差率：階層・位置・内装状態等を総合的に考慮した。

ウ 専有面積：登記面積を採用した。

エ 占有減価修正：不要。

II 収益価格

本件は、現に賃貸借に供されている建物ではないが、その収益力を把握するために、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下の通り求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

DCF法による価格査定表

(※この表で採用している数字や指数は確定値ではなく、かつ買受人に保証しているものでない)

3年間の有効 純収益現価の 合計	正味復帰価格の現価					収益価格 (千円未満四捨五入)
	4年目期末 有効純収益	最 終 還 元 利回り	3年目期末 復帰価格 * 1 イ÷ウ×(1-0.03)	複 利 現価率 * 2 (6.0%)	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
円 -1,759,769 (-42.9%)	円 467,512	6.5%	円 6,976,718	0.8396	円 5,857,652 (142.9%)	円 4,098,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格(イ÷ウ)の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1+6.0\%)^3} = 0.8396$$

ア：目的物件を賃貸することにより保有期間中(第1期～第3期)に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り引いた額の合計である。

イ：保有期間終了後(4年目)の正味純収益である。

ウ：4年目の正味純収益から売却予想価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予想価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額を控除した価格である。

オ：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予想価格の現在価値の合計である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

以上により

比準価格 13,763,000円

収益価格 4,098,000円

の両価格が算定された。比準価格は近時に生起した類似のマンションの取引事例について補修正等を行い求めた価格で、市場の需給動向を反映した信頼性の高い価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

両価格ともそれぞれ妥当な根拠を有しているが、本件においては収益性より居住の快適性・利便性の諸要因を中心に価格形成されているファミリータイプのマンションであることを考慮して、比準価格を重視し、収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を13,000,000円と求めた。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

なお、占有減価は不要と判断した。

調整後の 価格(円)	市場性 修正率	競売市場 修正率	滞納管理費等 相当額の減価	その他の 控除減価 (円) (敷金等) オ	評価額(円) (1万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
ア	イ	ウ	エ		
13,000,000	0.9	0.8	0.75	—	7,020,000

イ 市場性修正率：大量のゴミが蓄積していることを考慮した。

ウ 競売市場修正率：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正率として0.8を乗じた。

エ 滞納管理費等相当額の減価：管理組合が買受人に対しても請求すると主張している滞納管理費等相当額及び代金納付に至る間の予定管理費等を考慮した修正を行った。

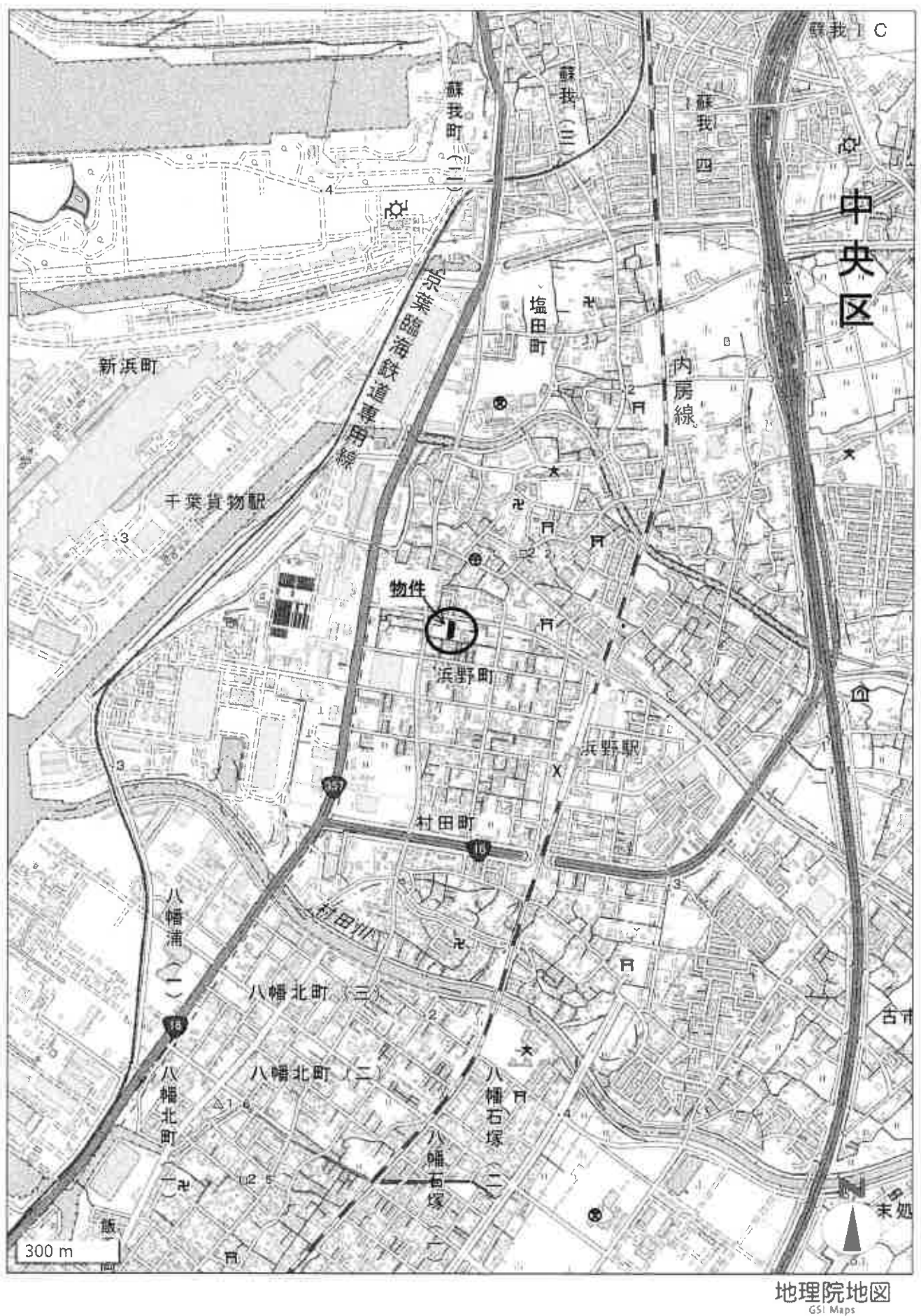
オ その他の控除減価(敷金等)：買受人の引受となるべき敷金等の預り金を控除するが、本件はない。

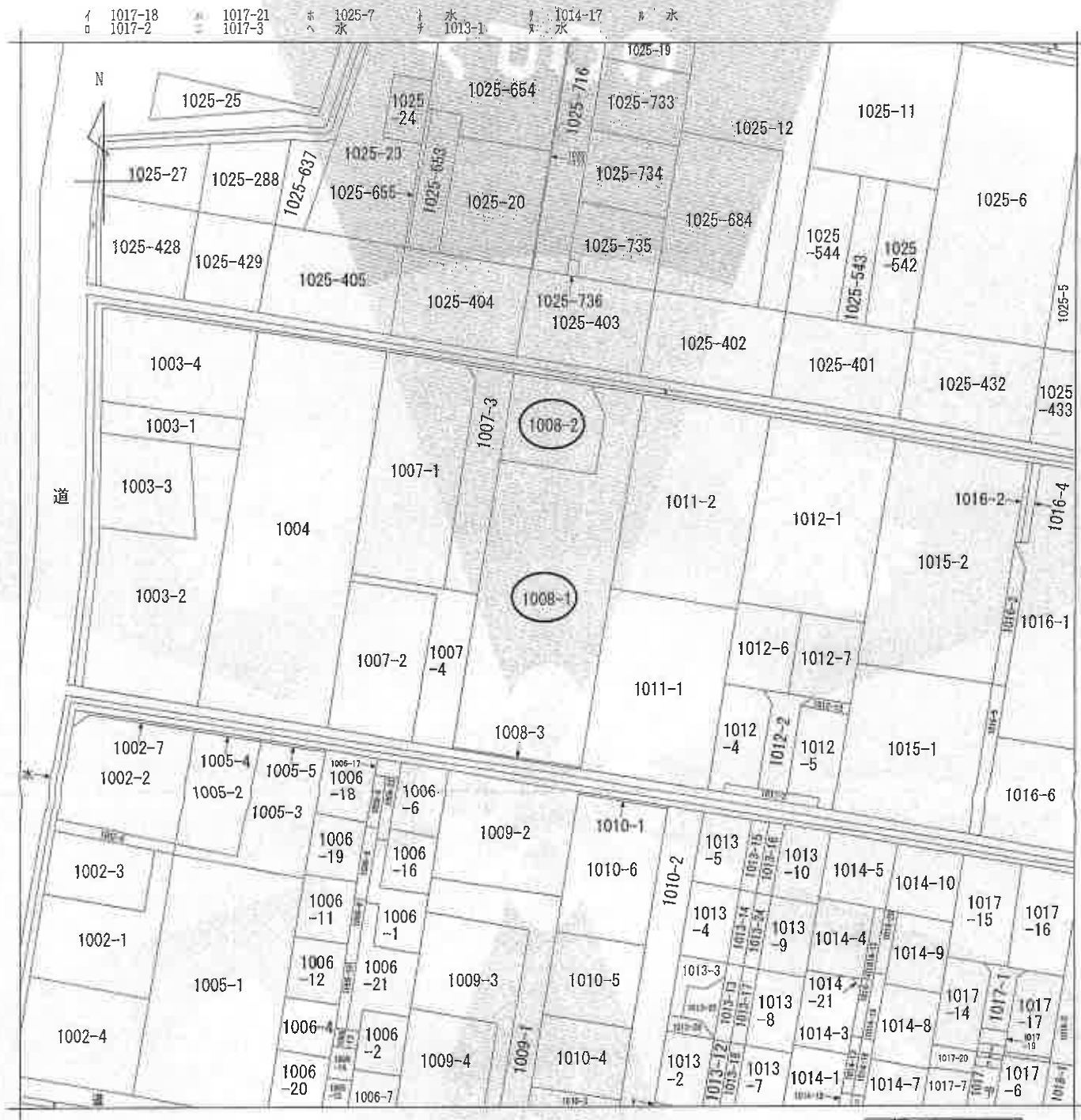
第6 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 地積測量図写
- 5 間取図

以 上

目的物件の位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
浜野町

請求部分	所在	千葉市中央区浜野町				地番	1008番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面			
作成年月日	昭和47年12月1日				備付年月日(原図)		補記事項			

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方務局管轄)

令和8年2月9日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：31-1

(1/1)

登記年月日：平成15年7月1日

平成五年七月吉日 登記

62592 各階平面図

建各階平面圖

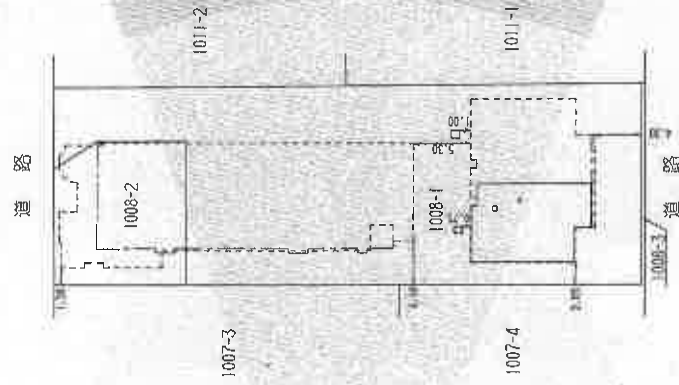
家屋番号 1008番
1の402

千葉市中央区浜野町1008番地1・1008番地2



求積表

4 200 × 1.560	—	6.552000
7 470 × 9.190	—	68.649300
5.340 × 0.550	—	2.937000
0.550 × 0.650	—	0.357500
0.450 × 0.360	—	—0.162000
0.360 × 0.360	—	—0.129600
合計		78.204200
内商檢		78.20 ㎡



建物の存する部分4階
建物番号 402

作者

縮尺 1/250

人
體
學

縮尺	500
----	-----

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

4月8日(星期四)

東京法務局中野出張所

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

登記年月日：平成15年3月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方税務局管轄)
令和8年2月9日 東京法務局中野出張所

237052

地番 1008-3

地積測量図

土地の所在 千葉市中央区浜野町

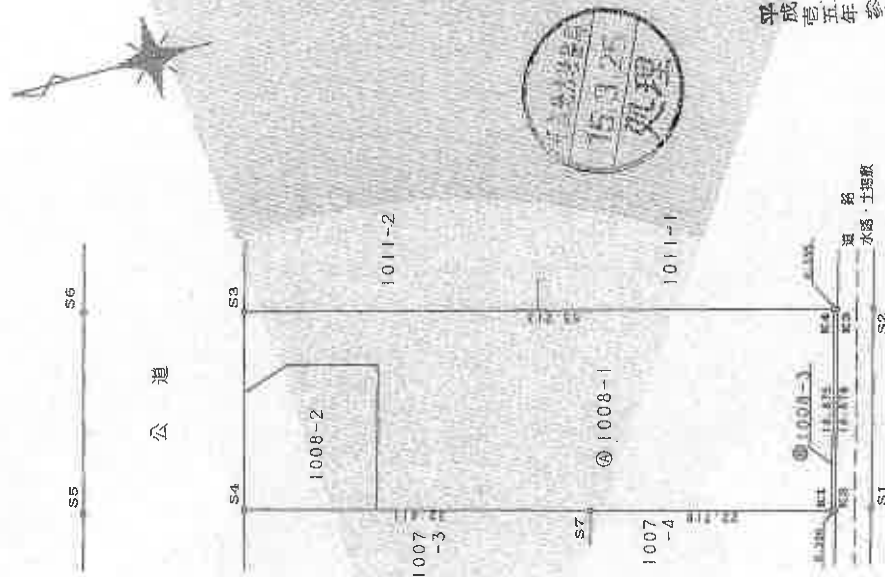
座標求積表

地番	③ 1008-3	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距	差
		K1	45.405	85.453	391.887458		0.330
		K2	45.086	85.367	-446.384043		18.878
		K3	40.176	103.595	-475.086670		0.335
		K4	40.500	103.680	542.142720		18.875
				積面積	12.559465		
				地面積	6.2797325		
				地積	6.27	m ²	

注記	公 1008-1	面積	6.2797325
公積	828.2242	面積	121.9444675
		面積	871.94

座標一覽表

点名	X	座標	Y	座標	備 考
K1	45.405	85.453	計算点		
K2	45.086	85.367	市金庫標		
K3	40.176	103.595	市金庫標		
K4	40.500	103.680	計算点		
S1	41.791	84.743	市金庫標		
S2	36.937	102.790	市金庫標		
S3	93.920	117.636	興コソワリート杭		
S4	98.630	99.788	興コソワリート杭		
S5	113.217	103.302	市金庫標		
S6	108.421	121.461	市金庫標		
S7	67.335	91.359	民コソワリート杭		



平成15年3月25日登記

製作者

15年 1月27日作製

申請人

縮尺 1/500

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

登記簿

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方事務局管轄)
令和8年2月9日 東京法務局中野出張所

登記官

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

237051

第1008-2

地番

土地の所在

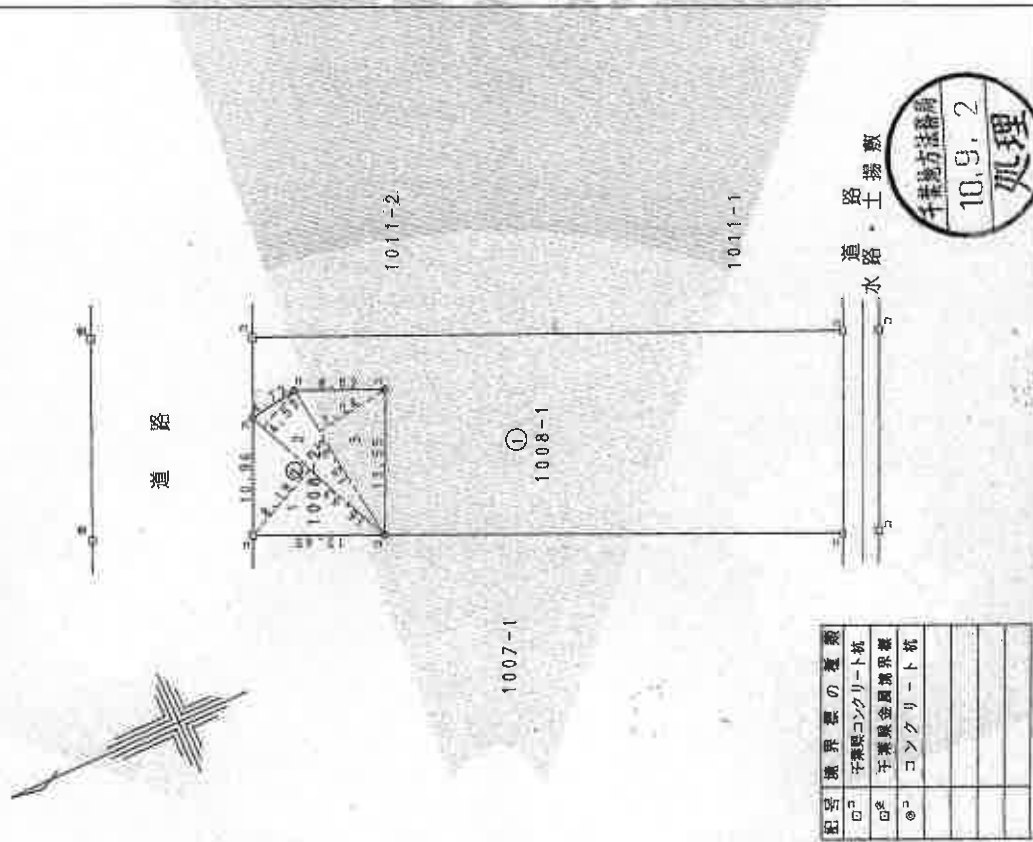
千葉市中央区浜野町

10.9.2
地積測量図

三斜求積表

地番	(2)	1008-2	長さ	高さ	積
1	16.63	8.19	136.199700		
2	16.63	4.53	75.333900		
3	15.95	7.24	115.478000		
			積	327.011600	
			積	163.5058000	
			地積	163.50	m ²
			坪数	49.46	

地番	(1)	1008-1	長さ	高さ	積
公簿	991.73		163.5058000		
			地積	828.2242000	
			地積	828.22	
			坪数	250.54	



記号	境界線の種類
□	千葉県コンクリート杭
□	千葉県金属杭
○	コンクリート杭

作製者

申請人

縮尺 1/500

平成10年8月26日(作成)

(千葉県地籍調査士会用紙)

間 取 図

